

七月三日(第一五日頁)

一 開議及散會時刻 (自午前十時三九分 至午後五時三四分)

二 出席議員日次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	岸本利栄	九	米垣清祐	六	当山伸太郎
二	佐喜真徳	一〇	仲本正重	七	安次富盛信
三	中山勝豊	一一	花城清善	八	稻嶺盛三
四	安里長朝	一二	松本利宣	九	忌里敏行
五	岨向健一郎	一三	山本朝徳	一〇	柳原正賢
六	知花正大	一四	天久盛雄	一一	

三 欠席議員日次の通りである

三番 伴佐真一

四 市町村自治法第六十一條の規定に依り會議事件説明のため出席し居る日次の通りである

村長 仲村春勝 財政課長 当山全喜

助役 安屋真徳 経済課長 澤崎安一

収入役 仲村春松

五 會議事件日次の通りである

議長村議報告第四号 スクラップ処理調査報告

六 議事日程日次の通りである

日程第一 議長村議報告第四号

日程第二 決議要案スクラップ処理に関する説明決議

宜野湾村役所

七、會議の類

議長	<p>午前十時三十分開會宣言          出席議員は八名であり、よって市町村自治法第五十三條の規定に依り議會は成立致します。唯今より議會を開會致します。</p>
議長	<p>私の一身に關する問題の議案でありますので、副議長に議長の職務をお願致します。</p>
副議長	<p>では私より議事を進めて行きます。</p>
審	<p>日程第一議長付議報告第四号スラブ処理調査報告は先日経緯着議に付ておりましたので、引続き審議願います。</p>
審	<p>この問題は先にも申し上げた通り、また委員會の決議が如何なるか見出せず、加えて委員會内の委員の統一が如何である、それをせよと、審査させられた場合、審査が不可能である、それで、委員會でもう一度結論を見出して貰うことにいたします。</p>
審	<p>決議が如何なり、委員會の決議を出せとあるが、決議とは何にか。</p>
審	<p>報告書によつて、結果らしいものがある、波濤的には、どうである、あるやあまもなつておろか、論理的なものがある。</p>
審	<p>委員會に付託された案件を付託された場合、決議を出して貰う報告がどうが、常識だと思つて貰うが。</p>
審	<p>八番議員の言われた通り、決議が如何なるかで、審査がなされて</p>

宜野湾村役所

	<p>あり、報告をこれにうせ、引き取つてもらうが、引き取らねば、どう言 う理由で、決論を出せられないかの理由。</p>
一六	<p>番 引き取つてやる意志はどの、本會議でも出せないので、委員 が出せないので、真実の究明であつて、証人等の発言を 出した上で、本會議で決論を出すことで、 真相の究明であつて、又新聞報道がなされておつて、 委員會としては、まだ調査の段階であつて、表明して、 ソレを要申をしたが、認められなくて、</p>
一三	<p>番 新聞報道、決論を見出せないのであつた、秘密會である以上 新聞の報道機関であり、証言をメモして出したと、 新聞に出さないので、異れとも、願つたに、 委員會の責任ではない、報告書は、証人がどう発言した か、さうなつておる、証人の虚偽の証言を、 許して、さうなつておる、委員として、認められたのである、 評議は事務等のもあつた、あくまで、証言の内容であつた 委員は認めておる、委員長一人のもつてなく、皆の責任 である、委員長は決論を出さうとしたが、仲里委員が、決 論は本會議で出さうとする事、 本會議が委員會に付託する事は、向願は、 他向願も調査されておる、当局業者、その他、 不正がなつたかどうかの調査であつたと思つて、 今まで一月間の調査において、不正の事実を認められたら、</p>
一七	<p>番 本會議が委員會に付託する事は、向願は、 他向願も調査されておる、当局業者、その他、 不正がなつたかどうかの調査であつたと思つて、 今まで一月間の調査において、不正の事実を認められたら、</p>

宜野湾村役所



<p>〇番議員に向う。</p>	<p>〇番 不正の事実は個人では認められぬが、不正とは確たる証拠を以て始めて認められるべきであつて、我々があくまで不公正を認めなければならないと思ふ。</p>	<p>副議長 休憩を遣す(午後一時五十分)</p>	<p>八番 再開を遣す(午後一時五十分)</p>	<p>報告書の内容を合議的にづつて、むしつて之をさうである。出来ぬ限りで、仕事である。</p>	<p>〇番 委員長(南)報告書の不備あり。本會議において審議が出来ぬと思つた。又之を述べなければならぬ。</p>	<p>向題は向題、根本向題に於けることである。議員の良識として、議員が之をばし置かない向題である。不備ではあるが、妥当かどうかは別で、意見を付したう意見を述べたが、小教も行はな。仲里委員長から本會議で、委員のうち、先ず審議の経過において、評價を以てかり、どうするとの事ではなければならぬ。</p>	<p>談事連、委員の各自が、発言して、それに反論がなければ、反論の調査の必要が認められぬ。委員の意見であらぬ、それで、之を、事として進めた。</p>	<p>〇番 本員内部に異論がある。委員の署名した、原文があるが、</p>
-----------------	---	---------------------------	--------------------------	---	--	--	--	--------------------------------------

二	番	署長は原文を読みません。その時読み上げた原文は持って おろす。
三	番	委員会はその原文にも署名したことは無いと思つ
四	番	最終的に行う下。署名はさせまへで、外の議案の審査 とは違ふ(内容が)
五	番	その方法で結論を出さうと言ふことですが、委員会が 承認したことで、認めらるゝ言ふことは、手続上の向題下 の言ふよりは、報告書より結論の出る。
六	番	方法がどうかが、向題口簡單と思ふ。全委員が責任を どうかどうかの向題で、それが先だと思ふ。
七	番	人間において良心がどういふのは、言葉をつくらぬであらうた い。そのうち委員長が作つておつた後で皆をやつた。 内容全部は認められぬ。議事録を良く見ておらうであ るが、推定論は某物である。
八	番	それと上がどうか、その言ふことは、言ふに違ふは無い。手続 は委員長を怒つた。
九	番	遺憾に思ふ(二番の意見)報告書は始めに渡されたと思ふ 骨がどうかが、本心がどうか疑問を持つて下である。 今までの経過からして、自分等委員長は一人として、あつて并 せうける場合は、どうなるか。
十	番	その言ふ向題を違及するものが感情である。
十一	番	そのうち内容では、向題にはどういふのは、委員自身がどう言

宜野湾村役所

	う考まは 今後の委員會活動が向題に在る
副議長	休憩致しませう(午後七時八分)
〃	再開致しませう(午後七時九分)
八番	向題は向題として、取り上げて進めてもらいたい。報告書 内容に絞ってやる下さ。
〃	本報告で審査がなされるのが、又出来ると思ふが、 悔辱した言葉があるが内容において、認められるだろうか それのことで、後で仲里委員が希望してやつた。
〃	〃番も喜んだ。礼拝以降見えたことが出た。呼んだ人が 二まつだと思ふ。今頃からおれをひつくり返さすよう下 はとこがと思つ。委員のまじりの向題である。
〃	おれの内巻によつて進めらるゝと二まる
一七番	二の報告書に責任がもてはるとの語じがあり、責任が てはいうは、そう解さおさか。そうと笑からさして、それから 議會でどう処置して行くべきか。
八番	とにらぐ。感情が入つて進まない。委員會付託にまつた向 題であるが、本會議に差し支へないと思つた。と思つた。
副議長	休憩を致す(午後七時一分)
〃	再開を致す(午後七時一分)
〃	〃番、九番委員の出席を報告す。
一七番	八番委員の言つた通り、差支へないと思ふがどうか を確かめて、やるはどうか。

宜野湾村役所



副議長	休憩を省す(午前十時九分)
〃	再開を省す(午前十時二分)
〃	唯今(六)番議員が出席を欠きます
〃	米論を述べたが、要論内容も要論があるし、本會議に差し用とすを提議未し
副議長	休憩を省す(午前十時九分)
〃	再開を省す(午前十時二分)
〃	委員集り、意見も南無が、委員会として、引取つて検討出来ない事であるので、委員会に付託の當時の付託の状況に依り、付託を戻すより、検討した上で調整が不可能である下、付託に依りなかつたものとして、確認した上で、なかつた形での引受けて下さるニと、本會議に用とすことについて、理由
〃	自主的に引受取りをなさる。委員会としてやりたくはないので、内容について、責任が分らない。内容口會議録に引取つてはい、四五十年の記憶もなかつたりして、報告書をもとめた時と事情が変つておる
〃	差し用とす場合、どの程度までか、村民から批判も受ける
〃	村民から引受けるものがある
〃	これ以上検討するものが出来ないので、何をしたらかは、議事録にあるので、住民の批判は責任を持って引受けるべきではないか、
〃	引受ける程度は、付託當時に用とす

宜野湾村役所

	特別本員會に付託されたその次第の狀態にもどす。 致せしめては、オカ辺のほうよりしんげ。
八 番	報告書は本員會の活動によつてなされたものである。事業 訓には、議事録にもおきく下、過程として、うるごと解するが、
ニ 番	解釋であるが、私として、おきく下、おきく下、おきく下、
副議長	休憩致します。(午後零時三十分)
〃	再開致します。(午後零時三十分)
〃	引取られた意見は、おきく下、おきく下、おきく下、
八 番	この報告を再検討、再付託の動議を提出します。
〃	賛成と唱うりおきく下、おきく下、おきく下、
副議長	御異議がらりくと認めて、結論、不備完成であるが、本員 會に再付託致します。
〃	休憩致します。(午後零時三十分)
〃	再開致します。(午後零時四十分)
ニ 番	本員の中にお話されたが、おきく下の理由で、おきく下とおきく下、 りで、本會議で審議して、おきく下、おきく下の事で、本會議 に差しおきく下、おきく下、おきく下、
副議長	その案件は、おきく下、おきく下、おきく下の理由で、
八 番	休憩して、本員會に付託された当時の記録を讀み、おきく下、 おきく下、おきく下、おきく下、おきく下、おきく下、
副議長	休憩致します。(午後零時四十分)

宜野湾村役所



副議長	再南教します(午台零時四七分)
一七 番	又クランプ処理に關する調査であるが、若しこの仕事は政府からの委託された事務であれば、議會が調査出来るかどうか。
二〇 番	此の資料を持っておりまして、賛成を得たい。
副議長	休憩致します(午台零時五三分)
二〇 番	再南教します(午台一時四分)
二〇 番	本件契約事務であるかどうか、最初陸上より、委託事務に従事したものでないか、と思う。委託事務等は、別であるが、委託事務は出来るか、
副議長	当局の変更があれば、現当局を呼ぶべしである。
二〇 番	休憩致します(午台一時七分)
二〇 番	再南教します(午台一時八分)
二〇 番	委員會に再付託されて、又委員會より本會議に差支えられておる(付託當時の取況)
二〇 番	唯今二時過ぎまでおります、午台は二時で終ります、午台は二時五分より再開致します。
二〇 番	休憩致します(午台一時一五分)
二〇 番	再南教します(午台二時四分)
二〇 番	入審議員着席の報告を致します。
二〇 番	お諮りします。二の案件は必要かどうか、必要であれば、本會議ではどうするか。

宜野湾村役所

一七	<p>審 議 先づ最初に調査権がどうなるか分らないうで、それから決定して進めてもらいたい。委員事務で出れば、出来るだけ、はつきりさせたい。進められる。</p>
八	<p>審 議 プリントの趣旨、一七番議員の委生事務であるかどうか、にやるとあるが、これは良くないと思う。</p>
副議長	<p>我々議會もどうに処置は向違ふに処置もあつたかも知らなかつたが、何事不公正の事はあつたし、予想されたいし、適法かどうか、今更その必要はないと思ふ。</p>
副議長	<p>然るに場合、我々自身も責任もあり誰でもよく、議員全員に及ぶ、今から蒸返したう、感情論とばかり、あつたにせうれつとと思ふ。</p>
副議長	<p>何ものものは、何にもないものとして、処理し、それ以上の審議も必要もないと思ふ。今更入の事を論ずること、村議會の運営上の問題も引いて行く事にもなるし、住民の方にはわされた責務として、申し上げた。</p>
副議長	<p>八番議員より審議の必要はないと、意見で取ります。休職を教へます(午後三時五五分)</p>
審 議	<p>再開教へます(午後三時)</p>
審 議	<p>八番議員の賛成、我々も特に調査に當つたが、之れよりも不公正見当りなし、委生事務であるかどうか、どうか、疑問があり、疑問だらけの調査は、どうにか、疑念が、疑念だらけ、未だ徴収があつて、それから発生してゐる。</p>

宜野湾村役所

副議長

休憩致しませ(午後三時七分)

八番

見方によつては割だが、一六七トンの未徴収に対して当局に  
催促する事にして、進めたい。賛成である。

八番

我々の向題の処理の反省會によつて、処理されるべきであ  
り、向達は必要不出て来ぬと思ふ。

二番

法的の見解も研究して進められると思ふ。  
結局、出席のりして、その意見に立つて、議會で取り上げら  
れるので、そうしてあれば、一月間の委員會活動が何か残る、

八番

本會議の理解は、経過に不正があつたものとして、処理  
する意味が、

八番

公的の委員會調査として、之だが、経過として、何事あるか  
の点、今までの経過として、処理に當つては、一六七を、未処  
理の分をどうする事にして、

二番

向題の一六七を分をどうするかと思ふが、それについで、頭を  
悩ませておき、一七番議員の勸議で、一六七を考慮する  
必要がある。

委員會

訂正すべしは、訂正する事の事であり、内容に  
ついで、それ以上、意見をがら、

又委員

事務と調査権とも関連して感ずる。して、調  
査する事の意見で、一七番議員の意見も考慮す  
る必要があるが、

宜野湾村役所



副議長	再開致します(午後三時一五分)
	先の一七番議員の動議は(審議員と調整の結果、八番議員のと同じ動議を致します)
一五番	八番議員の動議が出ておきながら、出席の際口不正の追及で、行方不明の進言につれて、結果が出ておき、事で、どうせ、すつまりし、所が、皆様がこれ以上したくないとの事であられ、支障なきが、今午の議會運営に法令の研究が必要である
一四番	結果が出ておき、すつまりし、事があるが、すつまりして下さう
一七番	一七番の調査の疑念は、疑念とおりあります
一八番	すつまりし、と、とんちやうが、
一五番	証人が、どう言う関係が知らぬが、後で本議會での証言内容と一致し、その地にも、すつまりし、多々ありますが、あまて、内題にしたくは、すつまりし、
一四番	議會は、すつまりし、と、又殺される、すつまりして下さう
一八番	それは、本人の考方であり、すつまりさせて、良しと思つて、必要が、なけれ、どう処置した、意が、撤回します、撤目で、は、私、動議が、成、おれば、表決を取、も、た、
副議長	休憩致します(午後三時一五分)

宜野湾村役所

副議長	再南教します(午後三時三十分)
ハ 番	一六七トシマデめいり英り謀めりれんが、趣旨(動議)もしん で、坊にもりりなかつたつ下、一六七トシ分が未回収に成つて わつて下、決論として、取まを強く要求して進めたつて
副議長	休憩教します(午後三時三十分)
ハ 番	再南教します(午後三時三十分)
ハ 番	調査の必要があるが、
ハ 番	調査の必要があるが、
ハ 番	調査の必要があるが、
ハ 番	後で、二丁目せりため、それによりどう言う動議が出来る か分らんが、委員長談話をして、内容をしぼつて、一六 七トシに絞る意味、内容をひきて、付まつたものを取り 上げて、又不正を確認して、
ハ 番	不正は法定上の向題で、一重の向題である下、現段階で おいては、正当性の向題で、
ハ 番	司法上の言葉で、
ハ 番	私があつて、言う言うは、村長として、どうとが、私として、と うとがの向題であると思つ
ハ 番	うたがひせ持れるやうな箇所は、はるかたると、訂正願たい、
副議長	休憩教します(午後三時三十分)
ハ 番	再南教します(午後三時三十分)
ハ 番	表決をします、内容にかれるから、向題で行政面は、今後先 て、おろけいせらるが、それに対する反論が、その事、

	あり、議會におきては、これ以上取り上げないとの事であるが、 そうであるに、内容について向題はあつた。取り上げるべきも うは、なかつたが、たゞり内容をばつさりさせてやるべきであれ ば、表決に加わらぬ。
副議長	休憩致します(午後三時五七分)
	再開致します(午後三時五九分)
〃	唯今四時半であり、時間並長で処理致した事で、並長は、 一年生議員として、研究しなさいと特別委員会に付託 した事と、率直に村民の批判を受けたい。
〃	特別委員会に付託した事は、つまり所、全議員の失敗で ある事は、認められざるを得ないと思ふ。特別委員会に 対しては、長岡、御苦勞した事は、御苦勞であつたが、その 結果、利に取れて、やるべきものもあつた。
〃	〃大七十分分を当局に処置方を依頼した。
〃	前村長、先輩等、直接南深町を来た方々に對して、誠 に申し分ないと思ふ。
〃	八番議員と七番議員も調整がとりれておるので、 これに賛成して、これ以上の向題を処理を行ふ事は、 自然の立場にかまつて、一日も早く公衆の議會運営 に入る事を、清茶の氣で賛成したい。
副議長	休憩致します(午後四時四分)
	再開致します(午後四時九分)

宜野湾村役所



宜野湾村役所

副議長	二番議事は未決保留し退席
〃	再確認のために八番議員一七番議員の動議を讀上げて
〃	下
〃	以上御称名結果におきき疑いもつけ認められなきこと、
〃	左様決定して良いでせうが、
〃	異議なしと呼ぶ方もあり
〃	御異議が御称名ありき下下決定致します
〃	二番議員退席
〃	議長に一旦上に南する向題である議長が終つてなき
議長	議長と交代致します
〃	七番より議事を進めます
〃	七番でも貴姓にとりわけおぼろいりとおもうか、如何 致しませしして、任長に謝しおぼろいりとおもう
〃	任長福祉の立場において、スクラップの真相の究明につと めたいと思ふが、関係者に対して、多大なる迷惑をさうぶ つておきます下、又九、一〇、一六の向題もありき下、声 明せしたる啓成である
議長	声明の内容につては
〃	一六、一七、一九、二〇、二九、九日、十月八日まで、宜野湾村議會上 於て、一九五七年三月三十一日、宜野湾村長に委任された 航路障害物の撤去に伴うスクラップの処理について調査 した

		<p>二調査の途中九千坪の行方不明言々誤った新聞報道がなされ、関係者に多大の迷惑を及ぼし、又村民に疑心を抱かせた事を遺憾に思ふ</p> <p>三調査の結果は何等疑わしき事はない、念法的に処理された事が確認された</p> <p>即ち自治法第ニ條第四項の「市町村はその事務を処理するに当つては住民の福祉の増進に努めると共に最少数の経費で最大の効果を挙げよう」とし、これに努めようとの趣旨に完全に合致した事が確認された</p> <p>右を聲明する</p> <p>一九五二年七月三日</p>
		<p>並野浜村議會議</p>
議	長	<p>表決致しませう 唯今の二番議員の表明文に賛成の方を希望します</p>
		<p>挙手した方の一人名で過半数でありますので採決致しませう</p>
議	長	<p>休憩致しませう (午後四時三十分)</p>
		<p>再開致しませう (午後四時三十分)</p>
		<p>その表明文の内容は、御意見願ひます</p>
八	番	<p>一七七と申す方の調査についてを挿入してもらいたい</p>
議	長	<p>休憩致しませう (午後四時三十分)</p>
		<p>再開致しませう (午後四時三十分)</p>

宜野浜村役所

一七	番	由明文の原案通り賛成する。結果におそは一大死 どかたつた。委員会の慎重なる調査に対すは感謝する では由明文の内意をうけて表決致します。
	長	原案通り賛成の方を挙手願います。
		挙手した方の一面を過半数で取ります。採決決定します。
		抗議文について由明文で良からどうか。又他にも挿入 したいかがあるか。どうか。本人も呼びかけた。同意願いたい。
	議	休職致します(午後四時四十分)
	議	再開致します(午後四時四十分)
	議	説明。用はなし。議會を処置と異なりこの事である。
一八	番	琉球新報の記事も是非朗読願いたい。それから進めたい。
	長	証人島袋龍助氏の手帳をお存の方。
		休職致します(午後四時四十分)
		再開致します(午後五時三分)
		刑と特定の用件がなければ、別だが、村の役員を課長は是非 出席して聞いてたい。
一七	番	あの新聞報道によって受けたショック。かつては新聞記者 がとって報道した事は、別であるが、抗議文をもって謝罪 したい。
一八	番	事務局が提使したことがあるか。へい。
		抗議文を提出したことがあるか。新正したことがあるか。

宜野湾村役所



一	番	私の家に来ておまが、委員長としての用書にうってやつた わうはらら
二	番	阿議員、某議員と口誰か
三	番	阿議員の奥で内容にうては、私とではならんが、少し相違 がある
四	番	阿議員、たは誰か確認した
五	番	資料提供はした事、口は、スクリップ協会長の話とした ことばら
六	番	阿議員が、新聞記者の同達を訂正する必要がある
七	長	休憩致します(午後五時三十分)
八	番	再開致します(午後五時三十分)
九	番	阿議員と口誰か
十	役	仲村助役とはおまが、又訂正を要求した事がある
十一	番	新聞を見たことなからうで、訂正の処置は取りなうた、 良心にきずかちうて、阿議員の失、けつり、ごせあうた事
十二	番	仲村助役の話となうてわら、その事実はら
十三	番	確認する(三番議員へ)
十四	番	どうとうおまがしたと、とめし話しかあつた
十五	番	貴方は全く言わかつた、と言つて言ッか
十六	番	おまが、阿議員はら
十七	番	おまが、阿議員はら
十八	番	おまが、阿議員はら
十九	番	おまが、阿議員はら
二十	番	おまが、阿議員はら

宜野湾村役所

議	長	會期は明日まである
一	番	一応口頭で審議して明日やりたい
議	長	休憩致します(午後五時一七分)
一	番	再開致します(午後五時一八分)
議	長	意見であり、希望でござりますので、撤回します
一	番	そう言う重大な事なのでござります、是非おさせようと思つたので、お呼びしました
一	番	あとで知らぬかつた、その事であるので、お呼びしました
議	長	一時間向う休憩を要求します
一	番	で、一時間向う休憩を致します
議	長	休憩致します(午後五時一七分)
一	番	再開致します(午後五時一七分)
一	番	先々明の权威がある中で、先々明文で良いと思つた
一	番	先々明文に反対して、村民が納得行くか、大會を前に
一	番	報告する必要があると思つた
一	番	不賛成であり、公報を撤回し、政治活動でござりますので、部落
一	番	の機関を通じてやらば良いと思つた
一	番	途中で私が、委員長にまづりまづりおぼろげでござりますので、公平に
一	番	したとの事でしたので、是非議會が中心に居つて、処理し
一	番	たいと思つたので、是非議會が中心に居つて、処理し
議	長	採決致します

宜野湾村役所

議	長 ニ番議員の大會を持て報告したいと云うことに対して賛成の方、 挙手願います
議	長 挙手した者ニ若少致でありますので否決にいたしました。
議	長 疑念の有り方は、イムヌ 新報に登載したい。 賛成と唱う方もあり。
議	長 御意見見おりましたか。 要議せしと唱う方もあり。
議	長 御異議がござらぬようでありますので、イムヌ 新聞 琉球新報 に決定します。
議	長 以上で本會期の日程は全部終了致します。 勸議はる
議	長 （又セトシの未受領の分については、さう確認したい。 ニ番から勸議が出ておりますが、手明文についてそれ以外は 弁表出東の、
議	長 休頭致します（午後五時四十分）
議	長 再開設致します（午後五時四十分）
議	長 申出がおります。 天久議員にお聞した
議	長 部落の問題であります。 議會として取り上げる必要はない。 部落に帰るから南の事であるから、さう処理します。
議	長 休頭致します（午後五時四十分）
議	長 再開致します（午後五時四十分）
議	長 議會としては、立場上手明文以外に発言することが出来ずか

宜野湾村役所



議	長	外の再発を防止する必要があり、提案して取りたい。
議	長	議會の議決以外の言動は認めらるる。
議	長	乙機の抗議文の提出期日をお諮り致します。
議	長	今日で議會は閉會致します。明日行けると思ふが、
議	長	賛成と唱う方もあり
議	長	では全員賛成であります。明日に決意致します。
議	長	大塚下川にお諮り致します。
議	長	議長、副議長にお願致します。
議	長	賛成と唱う方もあり
議	長	唯今議長、副議長は御意見が出ておられますが、
議	長	全員賛成と認めて良しとせんか。
議	長	異議なしと唱う方もあり
議	長	それでは日程を全部終了致します。規則第八條によつて閉
議	長	會とぞ良しと唱う方もあり
議	長	異議なしと唱う方もあり
議	長	御要議がござい様であります。本日で會期を閉會します。
議	長	會期中各体におかれましては、毎日おそくまで、慎重なる
議	長	御審議を以て致し誠にありがとうございます。
議	長	それではお別れして、本日回宜野湾村議定會を閉會
議	長	致します。
議	長	(午後五時五十分)
議	長	(午後五時五十分)
議	長	散會

宜野湾村役所

石會議の次第は書記の記載したもろくであらうがその内卷の  
正確であることと記すためここに署名する

一九五九年九月六日

宜野湾村議會議長 松本 良家

議事録署名人 山本 明徳

議事録署名人 安里 良朝

宜野湾村役所